

大阪府立障害者交流促進センター管理規則等の一部を改正する規則を公布する。
 令和四年三月三十日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第 号

大阪府立障害者交流促進センター管理規則等の一部を改正する規則
 (大阪府立障害者交流促進センター管理規則の一部改正)

第二条 大阪府立障害者交流促進センター管理規則(昭和六十一年大阪府規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第二条 この規則は、大阪府社会福祉施設設置条例(昭和三十四年大阪府条例第二十号。以下「条例」という。)第五条、第六条、第七条第一項第四号、第十二条第五項ただし書及び第六項並びに第十二条の規定に基づき、大阪府立障害者交流促進センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第四条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、特別の理由があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ開所時間の変更について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 条例第二条第一項の承認(一般使用でプール、体育館、運動場、アーチェリー場若しくはサウンドテーブルテニス室を利用する場合又はトレーニング室若しくは駐車場を利用する場合に限る。)は、指定管理者が定める利用券を交付することにより行う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第二条 この規則は、大阪府社会福祉施設設置条例(昭和三十四年大阪府条例第二十号。以下「条例」という。)第六条ただし書、第七条、第十条、第十二条第一項第四号及び第十六条の規定に基づき、大阪府立障害者交流促進センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開所時間)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第八条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、特別の理由があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ開所時間の変更について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 条例第二条第一項の承認(一般使用でプール、体育館、運動場、アーチェリー場若しくはサウンドテーブルテニス室を利用する場合又はトレーニング室若しくは駐車場を利用する場合に限る。)は、知事が別に定める利用券を交付することにより行う。</p> <p>(使用料の納付時期)</p> <p>第五条 条例第二条第二項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該承認の際に、条例第四条に規定する使用料を納付しなければならない。</p> <p>(還付)</p> <p>第六条 条例第六条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときは、利用者が天災その他その責めに帰することのできない理由によりセンターを利用することができない場合で、知事が適当と認めるときとする。</p> <p>(減免)</p>

(指定管理者の公募)

第五条 条例第五条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、府公報により行う。

一―四 (略)

(指定管理者の指定の申請)

第六条 条例第六条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第一号)を提出することにより行わなければならない。

2 (略)

第七条 条例第七条に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるもの(第六号から第八号までに掲げるものにあつては、障害者の福祉の増進を目的として利用する場合に限る。)が利用するときとする。この場合において、減額し、又は免除する額は、別表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第一百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 知的障害があると判定されて療育手帳の交付を受けている者
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者であつて知事が特に認めるもの
- 五 前各号に掲げる者を介護する者(これらの号に掲げる者一人につき一人に限る。)
- 六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一条第一項に規定する社会福祉事業のうち障害者の福祉の増進を目的とする事業を営むる団体
- 七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に規定する特別支援学校
- 八 前二号に掲げるものに準ずる団体であつて知事が特に認めるもの
- 九 第一号から第四号までに掲げる者のスポーツ活動、文化活動等を支援するためにセンターを利用する者(第五号に掲げる者を除く。)
- 十 第一号から第四号までに掲げる者のスポーツ活動、文化活動等を支援する者の養成を目的としてセンターが開催する研修等に参加する者

(入所の制限等)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を禁止し、又は退所を命ずることができる。

- 一 泥酔している者
- 二 他の入所者に危害を加え、又は加えるおそれがある者
- 三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある者
- 四 前三号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(指定管理者の公募)

第九条 条例第九条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、府公報により行う。

一―四 (略)

(指定管理者の指定の申請)

第十条 条例第十条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第一号)を提出することにより行わなければならない。

2 (略)

(指定管理者の指定の基準)

第七条 条例第七条第二項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 条例第六条の規定による申請時において、三年以上、団体としての活動及び身体障害者福祉センターの運営の実績(知事がこれらに準ずると認める実績を含む。)があること。
- 二・三 (略)

(指定管理者の名称等の変更の届出)

第八条 条例第八条第二項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第三号)を提出することにより行わなければならない。

第九条 (略)

(利用料金の還付の基準)

第十条 条例第十一条第五項ただし書の知事が定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。

- 一 天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるとき 条例第十一条第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)に相当する額
- 二 条例第二条第二項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じ、施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当と認めるとき 利用の申込みの取消しの時期に応じ、指定管理者が適当と認める額

(利用料金の減免の基準)

第十一条 条例第十一条第六項の知事が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- 一 次に掲げるもの(べからずまでに掲げるものにあつては、障害者の福祉の増進を目的として利用する場合に限る。)が利用するとき。
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者
- 二 イからハまでに掲げる者に準ずる者であつて指定管理者が特に認めるもの
- ホ イからニまでに掲げる者を介護する者(イからニまでに掲げる者一人につき一人に限る。)
- ヘ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五

(指定管理者の指定の基準)

第十一条 条例第十一条第三項第四号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 条例第十条の規定による申請時において、三年以上、団体としての活動及び身体障害者福祉センターの運営の実績があること。
- 二・三 (略)

(指定管理者の名称等の変更の届出)

第十二条 条例第十二条第二項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第三号)を提出することにより行わなければならない。

第十三条 (略)

号)第一条第三項に規定する社会福祉事業のうち障害者の福祉の増進を目的とする事業を営むる団体

ト 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に規定する特別支援学校

チ 一 及びトに掲げるものに準ずる団体であつて指定管理者が特に認めるもの

二 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

(転貸等の禁止)

第十二条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(入所の制限等)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を禁止し、又は退所を命ずることができる。

一 他の入所者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者

二 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある者

三 前二号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第十四条 入所者は、センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(損傷等の届出)

第十四条 センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

別表(第七条関係)

区 分		減額し、又は免除する額
体育施設	第七条第一号から第五号までに掲げる者が利用する場合	条例別表第一に掲げる金額
	第七条第六号から第八号までに掲げるものが利用する場合	条例別表第一に掲げる金額に〇・五を乗じて得た額
会議室等	第七条第一号から第八号までに掲げる者が利用する場合	条例別表第一に掲げる金額に〇・五を乗じて得た額
		条例別表第一に掲げる金額
駐車場		条例別表第一に掲げる金額

備考 「体育施設」とは条例別表第一に掲げるプール、体育館、運動場、アーチェリー場、サウナ、トレーニング室及びトレーニング室を、「会議室等」とは同表に掲げる和室、会議室、研修室、生活訓練室並びに大研修室及びその他の室の附帯設備をいう。

様式第3号_（第8条関係）

指定管理者（名称・住所）変更届出書

（略）

大阪府社会福祉施設設置条例第8条第2項の規定により、次のとおり届出をします。

（略）

様式第2号_（第6条関係）

指定管理者指定申請書

（略）

大阪府社会福祉施設設置条例第6条の規定により、大阪府立障害者交流促進センターに係る指定管理者の指定を進めたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第3号_（第12条関係）

指定管理者（名称・住所）変更届出書

（略）

大阪府社会福祉施設設置条例第12条第2項の規定により、次のとおり届出をします。

（略）

様式第2号_（第10条関係）

指定管理者指定申請書

（略）

大阪府社会福祉施設設置条例第10条の規定により、大阪府立障害者交流促進センターに係る指定管理者の指定を進めたいので、関係書類を添えて申請します。